道路占用許可基準

制 定 平成18年3月15日 最近改正 令和 年 月 日

横浜市道路占用規則(昭和32年3月横浜市規則第17号)第3条の規定に基づき、 道路占用許可基準を次のとおり定める。

第1章 一般基準

(占用の場所)

- 1 占用の場所については、別に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるところに よらなければならない。ただし、占用物件の種類、道路の構造等により、これによ りがたいと認められる場合は、この限りでない。
- (1) 路面に接して設ける占用物件は、原則として、法面若しくは路端寄りとし、歩道を有する道路においては、歩道の車道寄りとすること。
- (2) 近傍に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている場合は、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。
- (3) 路面に接しないで設ける占用物件の最下部又は路面に接して設ける占用物件の路面に接しない部分の最下部と路面との距離は、4.5メートル以上とすること。ただし、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5メートル以上とすること。
- (4) 次に掲げる場所でないこと。
 - ア 交差点の側端又は道路の曲り角から5メートル以内の部分
 - イ 横断歩道の側端から5メートル以内の部分
 - ウ バス停留所から5メートル以内の部分
 - エ 消火栓又は火災報知機から5メートル以内の部分
 - オ 道路標識から5メートル以内の部分
 - カ 橋、トンネル又は踏切から5メートル以内の部分
 - キ その他交通の支障となるおそれのある場所
- (5) 占用物件を地下に設ける場合においては、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ア 路面をしばしば掘削することのないように計画され、かつ、当該占用物件が 他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。
 - イ 占用物件は、工事の実施又は保安上支障のない限り、相互に接近していること。
 - ウ 占用物件は、路面又は路面にある占用物件に支障のない限り、路面に接近していること。

(占用物件の構造)

- 2 占用物件の構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。
- (1) 路上又は上空に設ける占用物件は、相当強度の風雨、地震等に耐えるもので、かつ、倒壊、落下、はく離、汚損等により人又は物に危険を与えないものである

こと。

- (2) 地下に設ける物件は、自重、土圧若しくは車両荷重又は車両の通行による衝撃に対して安全な構造であること。
- (3) 橋又は高架の道路に取り付ける占用物件の構造は、橋又は高架の道路の強度に 影響を与えないものであること。

(占用物件の意匠等)

3 占用物件の意匠及び色彩は、都市の美観等を考慮したものであること。また、信 号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。

第2章 個別基準

第1節 法第32条第1項第1号に係る物件

- 1 電柱、電線等の占用
- (1) 電柱、電話柱、その他の柱類(街灯又は防犯灯用の柱を除く。)については、 道路幅員 6.5メートル以下の道路及び歩道幅員2.5メートル未満の歩道に設けるこ とはできない。ただし、昭和54年3月11日以前に認定された道路で、道路の構造 上又は交通上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 電柱、電話柱については、原則として次の各号に掲げる道路に設けることはできない。
 - ア 道路法第37条第1項の規定に基づき告示された道路上の指定区域
 - イ 新設又は改築された道路で、平成28年12月16日以後に供用が開始された主要 幹線道路。ただし、令和7年3月31日以前に設けられたものの更新、移設は除 く。
- (3) 有線音楽放送線を架設するための柱については、設けることはできない。
- (4) 地上電線の占用については、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ア 地上電線の高さは、路面から 5 メートル以上とすること。ただし、電柱等に 共架する場合で、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められ るときは、 4.5メートル以上、歩道を有する道路の歩道上においては、2.5メートル以上とすること。
 - イ 地上電線を既設電線に共架する場合においては、相互に、錯そうすることなく、保安上支障がない程度に接近していること。ただし、保安上支障がない場合において、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
 - ウ 電線を橋りょうに取り付ける場合は、けたの両側又は両側の床版の下以外に は設けないこと。
- 2 街灯等の占用
- (1) 地方公共団体、町内会、商店会その他これらに準ずる団体が、その区域内等の 道路の照明又は防犯のために設けるものであること。
- (2) 灯柱の側方に灯具その他の構造物を突き出す場合は、その出幅を1メートル以下とすること。ただし、灯具その他の構造物の最下部と路面との距離が5メート

ル以上である場合は、1.4メートル以下とすること。

(3) 独立柱(街灯等の設置のために設ける柱)を設置する場合は、最大瞬間風速 5 0 m/秒に耐えられるものとすること。

ただし、路面からの高さが 6 メートルを超える場合は、最大瞬間風速 6 0 m/ 秒に耐えられるものとすること。

(4) 独立柱に添加する電線は道路を横断しないこと。

ただし、他に供給する方法がないなどの場合は、次の各号に掲げる全てを満た すものとする。

- ア添加する電線の本数は必要最小限とすること。
- イ 添加する電線の高さは、路面から5メートル以上を確保すること。
- ウ 架空電線を支持するための吊り線(鋼より線)は、他の法令や電線の保安上 やむを得ない場合を除き、設置しないこと。
- 3 公衆電話所等の占用

公衆電話所、郵便差出箱及び信書便差出箱を歩道に設ける場合は、原則として、 設置した後の歩行空間を2メートル以上確保すること。

4 変圧塔等の占用

- (1) 分離帯、法敷その他直接交通の用に供されていない部分に設けること。ただし、やむを得ない場合に限り、歩道を有する道路の歩道上又は道路広場で、道路の構造又は交通に支障のない場所に設けることができる。
- (2) 歩道に設ける場合は、原則として、設置した後の歩行空間を2メートル以上確保すること。
- 5 光アクセス装置等の占用
- (1) 柱上設置については、路面から5メートル以上とすること。ただし、電柱等に添架する場合で、道路の構造又は交通に支障がないと認められるときは、4.5メートル以上、また、歩道を有する道路の歩道上においては、 2.5メートル以上とすること。
- (2) 地上設置については、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、歩道の幅員の確保等に配慮して、道路管理上支障のない場所とすること。
- (3) バッテリー設置台を地下に埋設する場合は、道路の構造の保全又は交通の支障とならない場所とすること。

6 広告塔の占用

- (1) 地方公共団体、町内会、商店会その他これらに準ずる団体が、広報等公共的目的又は祭礼等の慣例行事のため、一時的に設けるものであること。
- (2) 分離帯、法敷その他直接交通の用に供されていない部分に設けること。
- (3) 方形又は直径は1メートル以下、高さは5メートル以下とすること。

7 派出所、消防器具置場等の占用

- (1) 地方公共団体、町内会、商店会その他のもので、十分な維持管理ができると認められる団体が設けるものであること。
- (2) 道路広場、駅前広場等交通に支障がなく、かつ、道路の構造上も支障のない場

所であること。

8 公衆用ごみ容器の占用

- (1) 地方公共団体、町内会、商店会その他これらに準ずるもので、十分な維持管理ができると認められる団体が設けるものであること。
- (2) 駅前広場、道路広場その他多数人が滞留し、ごみの散乱状況等からやむを得ないと認められる場所に設けるものであること。
- (3) 方形又は直径は 0.5メートル以下、路面からの高さは1メートル以下とすること。
- (4) 材質が不燃性の堅ろうなもので、容器が路面に固定されたものであること。
- (5) バス停留所及びタクシー乗場上屋設置に付随する公衆用ごみ容器は、原則として認めないこと。ただし、固定式で歩行者等の交通の支障にならず、かつ、公衆の利便に著しく寄与し、公衆用ごみ容器の十分な維持管理が行われる場合は、この限りでない。

9 フラワーポットの占用

- (1) 地方公共団体、町内会、商店会その他これらに準ずるもので、十分な維持管理ができると認められる団体が設けること。
- (2) 歩道に設ける場合は、原則として、設置した後の歩行空間を2メートル以上確保すること。
- (3) 容器は堅ろうなもので、幅1メートル以下、長さ3メートル以下、路面からの高さ概ね 0.5メートル以下とすること。
- (4) 植栽する花木は、路面からの高さが概ね1メートルを超えないものとすること。

10 彫刻、碑等の占用

- (1) 地方公共団体、町内会、商店会その他これらに準ずるもので、十分な維持管理ができると認められる団体が設けるものであること。
- (2) 分離帯、法敷その他直接交通の用に供していない部分に設けること。ただし、 やむを得ない場合に限り、歩道を有する道路の歩道上又は道路広場で、道路の構造又は交通に支障のない場所に設けることができる。
- (3) 意匠等は、歴史性、地域性を十分に配慮したものであること。

11 ベンチの占用

- (1) 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、町内会、商店会その他これらに準ずるもので、十分な維持管理ができると認められる団体が設けるものであること。
- (2) 歩道上に設ける場合は、原則として、設置した後の歩行空間を2メートル以上 確保すること。
- (3) 原則固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。
- (4) 長さは3メートル以下、幅は 0.7メートル以下とすること。

12 バス停留所及びタクシー乗場上屋の占用

(1) 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、その他これらに準ず

るもので、十分な維持管理ができると認められる団体が設けるものであること。 ただし、広告板が添加されているバス停留所上屋については、路線バス事業者が 設置するものとする。

- (2) 歩道上に設ける場合は、原則として、設置した後の歩行空間を2メートル以上 (歩行者の交通量が多い場所にあっては、3.5メートル以上) 確保すること。ただし、島式乗降場については、この限りでない。
- (3) 壁面を有する場合は、運転者の視界を妨げない場所であること。
- (4) 上屋の幅は、原則として、2メートル以下とすること。ただし、5メートル以上の幅員を有する歩道及び島式乗降場については、この限りでない。
- (5) 上屋の高さは、原則として、路面から 2.5メートル以上とすること。
- (6) 柱は、歩道の車道寄りのみに設けること。ただし、島式乗降場に設ける場合は、この限りでない。
- (7) 上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ア 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。
 - イ 壁面の面数は、三面以内であること。
 - ウ壁面の材質は、透明なものであること。
 - エー必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
- (8) 上屋には、装飾のための電気設備を設置しないこと。
- (9) 上屋には、別に定める場合を除き、広告物等の添架又は塗装をしないこと。ただし、バスの運行上必要と認められるものについては、この限りでない。

13 電飾の占用

- (1) 公共団体等が主催若しくは共催するイベントに際して一時的に設けるものであり、地域住民の総意に基づくものであること。
- (2) 地方公共団体、町内会、商店会その他これらに準ずるもので、十分な維持管理ができると認められる団体が設けるものであること。
- (3) 植栽に添架する場合は、植栽の保全上支障がないと認められるものであること。

14 電気自動車等用充電機器の占用

- (1) 占用主体は、充電機器等の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適切に管理する能力を有すると認められる者であること。
- (2) 占用場所については、道路管理者及び所管警察署と十分に協議すること。
- (3) 充電車両の入退出時や運転手等の乗降時に危険がない場所であること。
- (4) 走行車両(自転車等の軽車両を含む。)の視認性を妨げない場所であること。
- (5) その他交通事故防止の観点から、安全に十分配慮された場所であること。
- (6) 充電機器のメンテナンスをするための十分なスペースを確保できる場所であること。
- (7) 歩道を有する道路において、原則として窪んだスペースを充電スペースとし、

通行の支障とならないよう駐車枠を設置すること。

- (8) 歩行者や車両等の通行の支障にならない電源・電線・充電ケーブル等の配置とし、現地の状況を踏まえ必要に応じて埋設すること。
- (9) 法定外表示や看板等により適切な注意喚起をするなど、十分な安全対策をすること。
- (10) 充電スペースの設置場所を示す案内サインを設置すること。
- (11) 充電機器近くに連絡先を記載するなど、利用者が連絡を取ることができる措置を 講じていること。

第2節 法第32条第1項第2号に係る施設

1 埋設管その他管類の占用

埋設管その他管類の占用については、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 地下に埋設する管類の埋設位置は、別表及び別図によること。
- (2) 歩道部及び幅員12メートル未満の幹線道路については、幹線系の供給処理施設を設けることはできない。ただし、地先供給処理施設の敷設に支障がないときは、この限りでない。
- (3) 地下埋設物の共同収容については、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ア 共同収容の形態になることについて、当事者間で合意が成立していること。
 - イ 共同収容に係る占用物件の設置及び管理に起因して道路管理に支障が生じた ときは、管路の所有者(一次占用者)が占用者として道路管理者に対して責任 を負うこと。また、この場合における連絡通報体制及び責任の所在が明確であ ること。
 - ウ 監督処分により施設の撤去等が命じられたときは、共同収容されている他の 事業者(二次占用者)の施設についても、管路の所有者(一次占用者)からの 申し入れに応じることについて、双方の基本的な同意があること。

第3節 法第32条第1項第3号に係る施設

- 1 自動運行補助施設の占用
- (1) 自動運行補助施設のうち、道路上又は道路の路面下に設置し、次のいずれかに 該当するものを路面施設という。
 - ア 自動運行車(自動運行装置を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車をいう。以下同じ。)の走行方向に対して、横断方向の自車位置の補正をするため、連続的に線状に道路上又は道路の路面下に設置する誘導線
 - イ 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車 位置の補正をするため、連続的に点状に道路上又は道路の路面下に設置する磁 石

- ウ 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車 位置の補正をするため、点状に道路上又は道路の路面下に設置する(ア)又は (イ)の電子タグ
- (ア) 誘導式読み書き通信設備によって、情報が読み書きされる記録媒体
- (イ) 移動体識別に使用する通信設備からの誘導電波の受信装置
- (2) 路面施設に用いる材料は、次のいずれにも適合するものであること。
 - ア 輪荷重その他の路面施設に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対 して十分な強度を有していること。
 - イ 耐久性が明らかであること。
 - ウ 耐候性・耐食性に優れ、熱やさび等により著しい劣化が起きないこと。
 - エ 路面施設による磁界又は電波が人体や周辺環境に著しい影響を与えないこと。
 - オ維持管理が容易であること。
 - カ 舗装材の再利用の際に著しい支障とならないこと。
 - (3) 占用主体は、次のいずれにも該当している者であることとする。
 - ア 自動運行補助施設の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずる ことのないよう、占用物件を適確に管理することができると認められる者であ ること。
 - イ 道路管理者による自動運行補助施設の性能等の公示及びそのための必要な情報の提供に同意している者であること。
 - (4) 道路法第33 条第2 項(第5 号に係る部分に限る。)の規定により無余地性の基準の適用を除外する場合の占用主体は、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通 網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他の安全かつ円滑な道 路の交通の確保(イにおいて「地域における持続可能な公共交通網の形成等」 という。)を図る活動を行うことを目的とする法人
 - イ 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通 網の形成等を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団(アに該当す る法人を除く。)であって、道路管理者が指定したもの

第4節 法第32条第1項第4号に係る施設

- 1 アーケードの占用
- (1) アーケードの占用については、次の各号に掲げる要件をすべて満たすとともに 設置するアーケードの種類により、(2)道路の一側又は両側に設けるアーケード及び(3)道路の全面又は大部分をおおうアーケードに掲げるところによらな ければならない。
 - ア 日よけ、雨よけ、又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられ、相当の公共性を有する建築物、工作物その他の施設であること。

- イ 信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道 路の交通の安全を害するものでないこと。
- ウ 都市の防火及び衛生を害することのないこと。
- (2) 道路の一側又は両側に設けるアーケード
 - ア 設置場所及び周囲の状況
 - (ア) 歩道を有する道路の部分又は車の通行を禁止している道路であること。
 - (イ) 車道の幅員は、道路法第56条の規定により指定を受けた車道幅員9メートル未満の県道若しくは市道でないこと。
 - (ウ) 設置場所は、道路の通行を阻害する場所でないこと。
 - (エ) 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でない こと。
 - (オ) 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗類が密 集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
 - (カ) 防火地域内又は準防火地域内であること。
 - (キ) アーケードに面する建築物(以下「側面建築物」という。)のうち、防火 上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。
 - (ク) 街路樹の生育を妨げない場所であること。

イ 構造

- (ア) 歩道を有する道路については、車道内又は、車道部分に突き出して設けないこと。
- (イ) 歩道を有しない道路においては、道路中心線から2メートル以内に又はそ の部分に突き出して設けないこと。
- (ウ) 路面から 4.5メートル以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩道を有する道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く 2 階の窓からの避難を妨げるおそれがある場合においては、路面からの高さ3メートルを下らない範囲内で緩和することができること。
- (エ) アーケードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱並びに主要なは り及び桁には、アルミニュウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入りガラ ス以外のガラスを、それぞれ用いないこと。
- (オ) 階数は、1とすること。
- (カ) 壁を有しないこと。
- (キ) 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がないこと。
- (ク) 木造の側面建築物に支持させないこと。
- (ケ) 柱は、鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとすること。
- (コ) 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないこと。
- (サ) 電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電気的に絶縁すること。

ウ屋根

- (ア) 歩道を有しない道路に設ける場合の水平投影幅は3メートル以下とすること。
- (イ) 歩道を有する道路に設ける場合は、下端等が車道部分に突出しないこと。
- (ウ) 延長50メートル以下ごとに、桁行 0.9メートル以上開放した切断部又は高さ 0.5メートル以上開放した桁行 1.8メートル以上の断層部を設けること。
- (エ) 下面には、概ね延長12メートル以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。
- (オ) 面上は、概ね6メートルごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐える部分を設け、幅を 0.6メートル以上とし、着色等の標示をするとともにすべり止め及び手すりを設けること。
- (カ) 面積の5分の2以上を地上から確実に開放できる装置を設けること。ただし、屋根が4分の1以上の勾配で側面建築物に向って下っており、その水平投影幅が3メートル以下であって、かつ、アーケードの下の排煙、換気に支障がない場合においては、この限りでない。

エ 柱の位置

- (ア) 道路に設置する場合は路端寄りに設けること。ただし、歩道を有する道路で歩道幅員3メートル未満の場合は、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員3メートル以上の場合には歩道内の歩道寄りにも設けることができること。
- (イ) 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防用に供する施設、水利等の 使用及び道路附属物の機能を妨げる位置並びに道路の隅切部分に設けないこ と。
- (ウ) 側面建築物の非常口の直前及び1メートル以内で避難の障害になるところに 設けないこと。

才 添架物等

- (ア) 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は装飾をしないこと。ただし、両端に地名、街区名等の標示で、不燃材料で構成され、はり以上の高さに設けることはできること。
- (イ) 電気工作物は、軒先から 0.2メートル以内又は消防用登はん設備から1メートル以内の部分その他消防活動上障害となる部分には設置しないこと。
- (3) 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から2メートル以内に突き出して設ける アーケードは、前項前号(ア(イ)、(キ)、イ(ア)、(イ)、(ウ)及びウ (ア)を除く。)によるほか、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 道路の幅員が4メートル以上、かつ、8メートル以下とすること。
- イ 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向25メートル以内に幅 員4メートル以上の道路若しくは公園、広場の類があること。ただし、前段に 規定する距離が50メートル以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道 路がある場合は、この限りでない。
- ウ 側面建築物の延長概ね50メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。 ただし、周囲の状況により避難上支障がない場合は、この限りでない。

- エ 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防 火構造であり、かつ、それらの部分にある開口部には防火戸が設けられている こと。ただし、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣 地境界線とみなす。
- オ 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法及び消防法その他条例の 規定に適合していること。ただし、防火上、避難上支障がない場合は、この限 りでない。
- カ 火災発生の際に、区域内に周知するため有効な警報装置及びアーケードを設置する道路の延長 150メートル以下ごとに消防機関に火災を通報できる火災報知器が設けられていること。
- キ 柱以外の構造部分の高さは、路面から6メートル以上とすること。ただし、 側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないと きは、当該軒高4.5メートルを下らない範囲内に緩和することができる。
- ク 屋根面は、断層部分又は消火足場と交差する部分を除き、全長にわたりアーケードの幅員の8分の1以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害とならない場合は、越屋根の類を設けることができる。
- ケ 設置しようとする道路の延長50メートル以下ごとに屋根面上に登はんできる 消防進入用設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びに接続する立管及び連 結送水管等の送水口を設けること。ただし、街区又は水利の状況により消防上 支障がないときは、その一部を緩和することができる。
- コ 前号の設備及び各消火足場を道路の延長方向に連絡する消火足場を設けること。
- サ その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は高さ 0.5メートル以上を開放した断層部とすること。
- (4) 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防炎処理をした天幕の類を使用しその全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては(2)イ(エ)、ウ(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(3)ア、ク、ケ、コは適用しない。

第5節 法第32条第1項第5号に係る施設

1 地下通路の占用

- (1) 建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共性を有すると認められるものであること。
- (2) 地下通路の出入口を地上に設ける場合は、法敷又は歩道若しくは自転車歩行者 道内の車道寄りに設けることとし、かつ、歩道等に設ける場合は、当該歩道の一 側が通行することができるようにすること。この場合において、当該歩道等の通 行することができる路面部分の幅員は、歩道にあっては3メートル以下、自転車 歩行者道にあっては3.5メートル以下としないこと。ただし、公益上やむを得な

- い事情があると認められるときは、この限りでない。
- (3) 通路幅員は、6メートル以下とすること。
- (4) 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものが埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。
- (5) 地下通路の頂部と路面との距離は、 3.5メートル以下としないこと。ただし、公益上やむを得ないと認められる場合は、 2.5メートル以上とすること。
- (6) 主要構造物は、鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造りとし、 その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とすること。
- (7) 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- (8) 床面から天井までの高さは、原則として、2.5メートルとすること。
- (9) 通行又は運搬以外の用に供しないこと。
- 2 上空通路の占用
- (1) 建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共性を有すると認められるものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するお それのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、通行又は運搬以外の用途に供してはならないこと。
- (4) 通路は、当該道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。
- (5) 通路は、消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の規模は必要最小限とし、原則として、その階層は1、幅員は6メートル 以下とすること。
- (7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効用又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (8) 通路は、原則として、同一建築物について1箇とすること。
- (9) 通路は、次に掲げる場所に設けることはできない。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。
 - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - イ 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10メートル以内の場所
- (10) 通路の防火措置は、次の各号に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められるときは、この限りでない。
 - ア 通路を設ける建築物から5メートル以内にある通路の床、柱及びはりは、耐 火構造とすること。
 - イ 通路と建築物との間には、建築基準法施行令第112条第14条第1号又は第2号 に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
 - ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災に よって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける 等通路による避難が安全となるよう適当な措置を講ずること。

- エ 通路には、建築基準法施行令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建築基準法施行令第112条第14条第1号又は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合はこの限りでない。
- (11) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、車道は 5.5メートル以上とすること。
- (12) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- (13) 通路は、これを設ける建築物の地震時の振動性状も考慮して、適当な構造とすること。
- (14) 通路には適当な雨どいを設けるとともに、通路の下部には必要に応じ照明設備 を設けること。
- 3 屋上連絡通路の占用
- (1) 設置する建築物は、百貨店その他これらに類するものであって、災害発生時に おける利用者の避難施設として特に必要と認められるものであること。
- (2) 設置する建築物は、同一の管理者が管理するもので、高さが31メートルを超えないものとすること。
- (3) 通路が占用する道路は、幹線以外の道路で、幅員が16メートルを超えないものとすること。
- (4) 通路は屋根を有しないものとし、その主要な部分の構造は鉄骨、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリートで、その他の部分は不燃材料で造られたものであること。
- (5) 通路の側面に転落防止のために必要な防護さく等の施設が設置されたものであること。

第6節 法第32条第1項第6号に係る施設

1 露店の占用

- (1) 歴史的由来がある祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものであること。
- (2) 歩道を有する道路の歩道の車道寄り又は歩道を有しない幅員8メートル以上の 道路の路端寄りに設けること。
- (3) 歩道に設ける場合は、歩車道境界から1メートル以内で、かつ、歩道幅員の2 分の1を超えない区域内に設けること。
- (4) 間口は2メートル以下、奥行きは1メートル以下とすること。
- (5) 連続して設ける場合は、延長10メートルごとに1メートル以上の間隔を設けること。
- 2 地下駐車場内の自動販売機の占用
- (1) 設置場所は地下の駐車場内とし、地上部には設けることはできない。
- (2) 車両等の通行に支障がなく安全と認められる場所に設けること。
- (3) 壁面若しくは柱に固定する等適切な転倒防止措置を講ずること。

- (4) 駐車場利用者等の利便の増進に供するものであること。
- 3 オープンカフェの占用
- (1) 地域の活性化や街の賑わいの創出の観点から、地方公共団体及び地域住民、団体等が一体となって取り組むものであること。
- (2) オープンカフェの占用は、地方公共団体、地域住民等関係者からなる協議会等 若しくは地方公共団体が支援する実施主体が一括して行うものであること。
- (3) 道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。
- (4) 原則として、設置した後の歩行空間が2メートル以上(歩行者の交通量が多い場所にあっては 3.5メートル以上)確保することができる歩道に設置するものであること。

第7節 政令第7条第1号に係る物件

1 突出看板の占用

- (1) 沿道の土地で営業又は事業を行うものが自己の店名、営業の内容等を表示する 自家用看板に限ることとし、1営業所又は1事業所若しくは1作業所について2 個以内とすること。
- (2) 出幅は、1メートル以下とすること。
- 2 立看板等の占用
- (1) 立看板等(アーチを除く。)は、催物、集会等のため一時的に設けるものとし、大きさは縦2メートル、横1メートル以内とすること。
- (2) 地面に接する部分は、法敷又は路肩とすること。ただし、横 0.5メートル以内 のもので、幅員4メートル以上の歩道上に設ける場合は、歩道内の車道寄りに設けることができる。
- 3 添加看板の占用
- (1) 添加看板とは、電柱、電話柱、アーケードその他の工作物に添加又は巻き付ける看板をいう。
- (2) 電柱又は電話柱に設ける添加看板については、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ア 1柱への添加看板については、添加するもの及び巻き付けるものは、それぞれ1件を限度とすること。
 - イ 添加するものは、縦 1.2メートル、横 0.5メートル以下とし、電柱又は電話 柱からの出幅を 0.6メートル以下とすること。
 - ウ 巻き付けるものは、その最下部と路面との距離を 1.2メートル以上3メート ル以下とすること。
- (3) アーケードその他これらに類するものに設ける添加看板については、原則として、その位置及び規格を統一し、出幅は 0.5メートル以下とすること。
- 4 照明式バス停留所への添加広告の占用
- (1) 広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に限定すること。

- (2) 広告面の広さは、照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下で、その 位置は、照明表示ボックスの最下段とすること。
- (3) バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則として、バス事業者とすること。
- 5 バス停留所上屋への添加広告の占用
- (1) 占用の主体は、バス事業者及びバス事業者に代わって上屋の整備等を行うこととされている広告事業者とする。
- (2) 添加広告板の設置場所は、上屋の壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外とすること。ただし、駅前広場等の島式乗降場における場合については、この限りでない。
- (3) 添加広告板を設置した後の歩道等の有効幅員を確保できない等により、(2)によることが適当でない場合には、開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、(4)による安全策が十分に講じられるときには、車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面について、添加広告板の設置を認めることができる。
- (4) 添加広告板により生ずる死角からの車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗 降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分に講じられるもので あること。

特に添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。ただし、防護柵の設置その他の手段により安全策が十分に講じられる場合には、この限りでない。

- (5) 添加広告板を用いて掲示される広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合はこの限りでない。
- (6) 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。
- (7) 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (8) 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。
- (9) 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し 又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼし、交通の支障 を生じさせるおそれのないものであること。

なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、照明式とすることができる。

(10) 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(11) 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2㎡以内である こと。

なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの及び広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。

- (12) 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対し訴求するものとならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。
- (13) 添加広告板が添加されている間は、上屋を使用する権利をバス事業者が有する ことなど必要な事項について、バス事業者と添加広告板を用いて広告を行おうと する者との間で合意があることを両者間の契約書等により確認できること。
- 6 消火栓標識への添加広告の占用
- (1) 占用の主体は、添加広告を用いて広告事業を行おうとする者とする。
- (2) 消火栓標識及び添加広告の管理等について、消火栓標識設置者と広告事業者との間で合意があることを両者間の契約書等により確認できること。
- 7 道路施設への添加広告の占用
- (1) 高規格の施設又は高水準で維持を行なっている施設等に添加するものであること。
- (2) 道路交通の安全及び道路の環境整備の観点が十分確保されていること。
- (3) 広告物の内容及びデザインについては、「横浜市広告掲載要綱(平成17年4月 1日財総第 864号)」及び「横浜市広告掲載基準(平成17年4月1日財総第 864 号)」等を遵守すること。
- 8 掲示板の占用
- (1) 国、地方公共団体、町内会、商店会その他これらに準ずる団体が、広報その他公共的目的のために設けるものとすること。
- (2) 高さ2メートル以下、長さは1.5メートル以下とすること。
- (3) 柱の方形又は直径は、0.15メートル以下とすること。
- (4) ひさしを設ける場合は、その出幅は 0.3メートル以下、その最下部と路面との 距離は 1.7メートル以上とすること。
- 9 バス停留所及びタクシー乗り場標識の占用
- (1) 路線バス事業者、タクシー事業者の団体が、利用者の利便を図るために設けるものであること。
- (2) 歩道を有する道路の歩道の車道寄りに設けること。ただし、バス停留所標識については、やむを得ない場合に限り、歩道を有しない道路の法敷(法敷のない道路においては路端寄り)に設けることができる。
- (3) 標識の上端と路面との距離は3メートル以下とし、柱の方形又は直径は 0.1メ

- ートル以下とすること。
- (4) 柱の基礎は、原則として、埋め込み式とすること。
- (5) 照明式バス停留所標識における照明表示ボックスの幅は 0.45メートル以下とすること。

10 案内標識等の占用

- (1) 駐車場案内標識については、駐車場法(昭和32年法律第 106号)による路外駐車場経営者が、消火栓標識、消防水利標識及び広域避難場所案内標識については、地方公共団体が設けるものであること。
- (2) 地下鉄出入口案内標識については、地下鉄の出入口が民有地に存する場合及び小路に面して存する場合で、利用者が出入口の存在を認識しにくい場合に限り認めることとすること。
- (3) 地下鉄の出入口案内標識の設置場所及び構造については、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ア 地下鉄の出入口に面する道路に歩道がある場合は、当該歩道の車道寄りに設置するものとする。ただし、当該歩道上に他の占用物件等がある場合又は地下 鉄出入口が建築物内にある場合で特に認識しがたいものにあっては、当該地下 鉄出入口の構造にも添加できるものとする。
 - イ 地下鉄の出入口に面する道路に歩道がない場合は、当該地下鉄出入口の構造物に添加するものとする。
 - ウ 地下鉄の出入口が小路に面している場合は、ア及びイによるほか、当該小路 と連絡する幹線道路の交差部周辺の歩道の車道寄りに設置するものとする。
 - エ 標識の大きさは、縦 1.3メートル、横1メートル以内とすること。
- (4) 支柱の基礎は、埋め込み式とすること。

11 アーチの占用

- (1) 地方公共団体、商店会その他これらに準ずるもので、十分な維持管理ができると認められる団体が設置すること。
- (2) 原則として、祭礼、催物等のために一時的に設けるものであること。
- (3) 車道を横断するものであってはならない。ただし、車道幅員 9 メートル未満の 道路を横断するものでないこと、交通の円滑を妨げるおそれのないものは、この 限りでない。
- (4) 支柱は、歩道を有する道路においては歩道の車道寄りに、歩道を有しない道路においては法敷(法敷のない道路においては路端寄り)に設けること。
- (5) 支柱を歩道に設ける場合は、設置した後の歩行空間を 2.5メートル以上、歩道を有しない道路に設ける場合は、6メートル以上確保すること。
- (6) 道路を横断する部分と路面との距離は、 4.5メートル以上とすること。ただし、歩道においては、 3.5メートル以上とすること。
- (7) 支柱の方形又は直径は、0.3メートル以下とすること。

12 バナーフラッグの占用

(1) バナーフラッグとは、道路照明灯(道路管理者が夜間の道路状況、交通状況を

的確に把握するために、歩行者と運転者の良好な視覚環境をつくり安全を確保するために設けた街灯等)または、商店街灯等(商店会その他これらに準ずる団体がその区域内等の道路の照明又は防犯のために設けた街灯等)に添加する幕(旗)を指すものであること。

- (2) 表示内容は次のア及びイを遵守すること。
 - ア 本市区局等が主催若しくは共催し、又は後援の名義使用を承諾した公的な事業等を周知するためのもので、原則として当該局区の等の名称等が表示されていること。名義使用を承諾した本市区局の名称についても表示すること。イ 「商店街街路灯への有料広告物掲出に係る横浜市版ガイドラインに基づくもの
- (3) 表示内容及び意匠・色彩等については、通り全体で統一感のある意匠とするとともに、周辺の環境や地域の特性、都市の美観に調和及び配慮するものとし、本市屋外広告物・景観所管部署と事前協議したものであること。なお、許可が必要な場合は、許可を得たものであること。
- (4) 掲出方法等は、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ア 道路照明灯または商店街灯等の効用を著しく妨げないこと。
 - イ 道路管理者及び交通管理者の設置する道路標識・信号機等の効用を妨げ、そ の他道路の交通の安全を害しないこと。
 - ウ 期間は、設置及び撤去期間を含め3か月以内とすること。それ以上の期間掲出する場合は、3か月毎に掲出し直すこと。
 - エ 1つの幕(旗) 大きさは、横0.75メートル以内、縦2.10メートル以内とし、表示面は、表裏2面以内とすること。
 - オ 材質は、不燃ターポリン等不燃性のもので反射材式でないものとすること。 また、相当強度の風雨等に耐えるものとすること。
 - カ 掲出数は、商店街灯等または道路照明灯1本あたり2幕(旗)以内とすること。
 - キ 最下部と路面との距離は、4.5メートル以上(歩道を有する道路の歩道上においては2.5メートル以上)確保すること。ただし、直下の路面について人や車の通行が出来ないなど人や車に接触する可能性の少ない場所については、この限りではない。
 - ク 掲出は、横浜市の屋外広告業登録業者又は特例届出業者が行ない、掲出用ポール (バー)を含めた道路照明灯及び商店街灯等の状況についても点検すること。なお、異常を発見した場合については、掲出を中止するとともに、所有者 (又は管理者) に対し速やかに状況報告を行なうこと。
 - ケ 掲出にあたっては、強風時に落下しないよう十分な安全対策を講じること。 また、掲出された場合において、道路照明灯及び商店街灯等の道路占用許可基 準の強度(最大瞬間風速 50m/秒に耐えられるもの等)が保たれることを、申 請者が疎明すること。
 - コ 掲出用ポール (バー) が設置されていない道路照明灯及び商店街灯等に掲出

するために、掲出期間中一時的に掲出用ポール (バー) を設置する場合については、本市が設置している掲出用ポールと同等なものであること。

- (5) 定期的に巡回し、適正に維持管理を行うこと。なお、バナーフラッグ及び一時 的に設置した掲出用ポール (バー) について汚損・腐食等を発見した場合につい ては、速やかに撤去・交換等の対策を講じること。
- (6) 商店街灯等に添加する場合については、上記によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ア 商店街灯等の所有者と事前に協議し承諾を得ていること。
 - イ 所有者との事前協議の結果、商店街灯等に新たに掲出用ポール (バー) を設ける場合については、所有者が既存商店街灯等の道路占用 (変更) 許可を受けること。
- (7) 申請する際は、表示内容、掲出方法、点検方法等の分かる資料を添付すること。
 - (8) 「7 道路施設への添加広告の占用」として、広告料を別途徴収する場合については、本市が別に定める基準によるものとすること。
 - (9) 表示面積の60%以上を、商店街名及び通りの愛称名を示す場合は、「第2章 個別基準 第1節 法32条第1項第1号に係る物件 2 街灯等の占用」の道路 占用許可に含む取り扱いとすること。

第8節 政令第7条第2号に係る工作物

- 1 太陽光発電設備及び風力発電設備の占用
 - (1) 占用主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を主ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができると認められる者であり、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。
 - ア 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点 検
 - イ 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
 - ウ 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理
 - エ その他、当該道路の管理上必要と認められる事項
 - (2) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
 - (3) 歩道に設ける場合には、原則として、設置した後の歩行空間を2メートル以上 (歩行者の交通量が多い場合にあっては、3.5メートル以上) 確保すること。
 - (4) 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報 提供装置等の道路附属物への添加は原則として行わないこと。
 - (5) アーケード、上空通路等の占用物件に添加する場合には、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所であること。
 - (6) 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において、道路交通に支障を 及ぼすおそれの少ない場所であること。
 - (7) 周辺環境に支障を及ぼすおそれのない場所であること。

- (8) 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を 反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれの ないこと。
- (9) 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。
- (10) 発電設備の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、 道路標識等の効用を妨げないものであること。
- (11) 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造 又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
- (12) 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。

第9節 政令第7条第3号に係る施設

1 津波避難施設の占用

- (1) 占用主体は、道路の保全に支障が生じないよう、津波避難施設を適確に管理することができると認められる者であり、道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。
- (2) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
- (3) 歩道に設ける場合には、原則として、設置した後の歩行空間を2メートル以上 (歩行者の交通量が多い場所にあっては、3.5メートル以上) 確保すること。
- (4) 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造 又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- (5) 津波避難施設としての効用を発揮するための必要最小限の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- (6) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。
- (7) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (8) 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (9) 津波避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は 広告の用をなす塗装をしないこと。

第10節 政令第7条第4号、第5号に係る施設

1 工事用足場等の占用

- (1) 歩道を有する道路に設ける場合においては、歩道上に設けるものとし、その出幅は路端から1メートル以下で、かつ、歩道幅員の3分の1以下とすること。ただし、落下防止施設については、この限りでない。
- (2) 歩道を有しない道路に設ける場合においては、その出幅は、路端から1メートル以下で、かつ、道路幅員の10分の1以下とすること。ただし、落下防止用施設については、この限りでない。

2 仮設構台の占用

- (1) 幅員が 2.7メートル以上の歩道に設けること。
- (2) 支柱の一方は歩道の車道寄りに、他の一方は仮囲いの中又は道路敷地外に設けること。
- (3) 設置した後の歩行空間を歩道幅員の3分の2以上確保すること。
- (4) 構造物の最下部と路面との距離は、3メートル以上とすること。ただし、方づえを設ける場合は、2.5メートル以上とすること。
- (5) 構造物の下には、必要に応じて照明施設を設けること。
- 3 グラウンドアンカーの占用
- (1) 相当な公共性を有する施設に関する土木工事であり、土留の安全性、周辺地盤への影響、工事期間等を総合的に考慮して、土留工法としてやむを得ない場合であること。
- (2) 設置位置は、原則として、路面より 3.5メートル以下とすること。
- (3) 除去式アンカー工法であること。
- (4) 設置時及び占用期間中、既設の埋設占用物件等に影響を及ぼさない範囲の離隔 距離が保たれていること。
- 4 工事用材料置場の占用
- (1) 歩道を有する道路に設ける場合においては歩道上に設けるものとし、その出幅 は路端から1メートル以下で、かつ、歩道幅員の3分の1以下とすること。
- (2) 歩道を有しない道路に設ける場合においては、その出幅は路端から1メートル以下で、かつ、道路幅員の10分の1以下とすること。
- (3) 必要に応じて照明施設を設けること。

第11節 政令第7条第6号、同第7号、同第8号、同第9号に係る施設

1 特定仮設店舗等の占用

- (1) 道路法施行令第7条第6号に規定する仮設店舗その他仮設建築物及び同条第7号に規定する施設(以下「特定仮設店舗等」という。)を設けることができる道路の幅員は、道路の一側に設ける場合は12メートル以上、道路の両側に設ける場合は24メートル以上とすること。
- (2) 特定仮設店舗等は、歩道を有する道路の歩道上に設けるものとし、当該歩道の一側が通行できるようにすること。ただし、当該道路の構造又は当該道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合は、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないときに限り、車道内の歩道よりにわたって設けることができる。
- (3) 特定仮設店舗等を設けることによって通行することができなくなる路面の部分の幅員は、道路の一側につき4メートル以下とすること。
- 2 食事施設、購買施設その他これらに類する施設の占用

- (1) 占用主体は、地方公共団体、地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等又は食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者とする。
- (2) 道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであり、特定の者のみを対象としたものではないこと。
- (3) 設置の場所については、地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。また、歩道に設ける場合には、原則として、設置した後の歩行空間を2メートル以上(歩行者の交通量が多い場合にあっては、3.5メートル以上)確保すること。
- (4) 近隣の住居、店舗等の居住者、所有者、経営者等から食事施設等の設置の同意 書が道路占用許可申請書に付されていること。
- (5) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- (6) 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造 又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

次に掲げる物件の占用は、許可しないものとすること。

- ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの
- イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
- ウ 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生 じさせるもの
- (7) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
- (8) その他
 - ア 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示し又は塗装しないこと。
 - イ 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。
- 3 高架道路下の占用
- (1) 高架下利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。
- (2) 高架下利用計画を策定していない場合には、公共的、公益的な利用を優先するとともに、公平性に配慮すること。
- (3) 占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。
 - ア 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下 の占用でないこと
 - イ 高架下の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障を生ずるものでないこ と。
 - 特に、一般車両が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用については、交差点部における交通に著しい支障が生ずることとならないよう留意すること。
 - ウ 占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を 及ぼさないと認められる構造とすること。
 - エ 天井は、原則として高架の道路の桁下から1.5m以上空けること。

- オ 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるととも に、橋脚から1.5 m以上空けること。
- カ 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとすること。
- (ア)事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。
- (イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
- (ウ) 公序良俗に反し、社会通念上不適当であるもの。
- (4) 占用主体は、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることがないよう占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。また、高架下の占用により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行ないにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行なうことができる者であること。
- ア 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点 検
- イ 高架の道路からの落下物の有無の点検
- ウ 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
- エ 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理
- オ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- 4 トンネル上の占用
- (1) トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。
- (2) トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。

第12節 政令第7条第11号に係る施設

- 1 応急仮設建築物
- (1) 建築基準法第85条第1項に規定する特定行政庁が指定する区域内に、国、地方公共団体、日本赤十字社が、災害救助のために建築する応急仮設住宅でること。
- (2) 車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除いた部分に設けること。

第13節 政令第7条第12号に係る施設

1 自転車等駐車器具の占用

自転車等駐車器具の占用については、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整理されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するとともに、一般公共の用に供するものであること。
- (2) 占用の主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具、及び、これに駐車される自転車等を適切に管理する能力を有する

と認められる者とすること。

(3) 占用場所は、車道以外の道路の部分(分離帯、ロータリー等を除く)とし、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であること。

その他、占用場所については、道路局管理課及び所管警察署と十分に協議する こと。

- (4) 自転車等駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる歩道等の有効幅員を、原則、以下のとおり確保すること。
 - ア 自転車道における有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、地形の 形状その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルま で縮小することができる。
 - イ 自転車歩行者道における有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4 メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とすること。
 - ウ 歩道における有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とすること。
- (5) 自転車等駐車器具は固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとするとともに、車輪止め装置は、安全確保等の観点から、平面式とすること。 その他、自転車等駐車器具の構造等に関しては、道路局管理課及び所管警察署と十分に協議すること。
- (6) 定期に巡回する管理員を配置すること。 運営時間や駐車料金の額などのその他の運営形態については、道路局管理課と 十分に協議すること。
- (7) 道路占用の許可に際し、その他の許可等が必要な場合には、これらの関係機関とも事前に協議等を行うなど、十分な連絡調整を図ること。
- (8) 沿道住民、沿道店舗、道路利用者等の理解を十分に得るなど、地域の合意形成を確保すること。

第3章 「道路予定区域の基準」

道路法第91条第2項に規定する道路予定区域に設ける物件は、第1章及び第2章で規定する占用許可基準のほか、本章の占用許可基準も適用するものとする。

- 1 道路予定地利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該 計画で定める利用用途等に適合したものであること。
- 2 道路予定地利用計画を策定していない場合には、公共的、公益的な利用を優先するとともに、公平性に配慮すること。
- 3 暫定的な利用であり、道路の供用前に撤去されるものであること。(電柱、電線、 管路等道路上に広く認められているものは除く。)
- 4 占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

- (1) 道路予定区域の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。
- (2) 柵又は縁石等の工作物のより、占用範囲が明確にされていること。
- (3) 道路予定区域から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- (4) 道路予定区域に設ける占用物件については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。
- (5) 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。
 - ア 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。
 - イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
 - ウ 公序良俗に反し、社会通念上不適当であるもの。
- 5 占用期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適正に定めるものと すること。
- 6 占用主体は、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。

第4章 その他

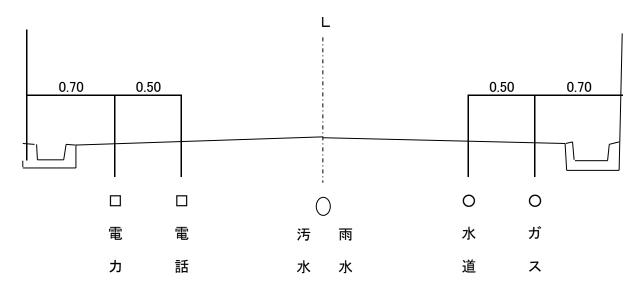
道路占用許可等に係る事務手続きについては、道路局長が別に定める。

別表	占 用 位 置 (車 道 部)		alle 5-	占 用 位 置 (歩 車 道 部)	
事 業 名	対象管路	土 被 り	事業名	対象管路	土 被 り
	・口径300mmを超える管路	1.5m以上			
電気事業	次に掲げる管路であって、当該管路の合計条数が10条以上となる施設・鋼管 (JIS63452) 250mm以下 ・硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 175mm以下 ・強化プラスチック複合管 (JISA5350) 250mm以下 ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 300mm以下 ・合成樹脂製可とう電線管 (JISC8411) 28mm以下 ・電力ケーブル600V CVQケーブル (より合せ外径64mm) ・電力ケーブル600V CVQケーブル (より合せ外径27mm)	交通別舗装構成(1)	電 気 事 業	次に掲げる管路であって、当該管路の合計条数が10条以上となる施設 - 鋼管 (JISG3452) 250mm以下 - 硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 175mm以下 - 強化プラスチック複合管 (JISA5350) 250mm以下 - 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 300mm以下 - 合成樹脂製可とう電線管 (JISC8411) 28mm以下 - 電力ケーブル600V CVQケーブル (より合せ外径64mm) - 電力ケーブル600V CVQケーブル (より合せ外径27mm)	交通別舗装構成(1)
	・コンクリート多孔管(管材曲げ引張強度54kgf/cm以上) Φ125mm×9条以下	交通別舗装構成(2)		・コンクリート多孔管(管材曲げ引張強度54kgf/cml以上) Φ125mm×9条以下	交通別舗装構成(2)
	・口径300mmを超える管路 ・直接地先供給を目的としない電気通信用地下ケーブル管路(口径を問わず)	1.5m以上			
電気通信事業	次に掲げる管路であって、当該管路の合計条数が10条以上となる施設・鋼管(JISG3452) 250mm以下・硬質塩化ビニル管(JISK6741) 175mm以下・合成樹脂製可とう電線管(JISC8411) 28mm以下・波付硬質ポリエチレン管(JISC3653附属書1) 30mm以下・通信ケーブル(光) 15M-IF-DROP-VC(2.0×5.3mm)・通信ケーブル(光) 15M-IF-DROP-VC(2.0×5.3mm)・通信ケーブル(メタル) 2対-地下用屋外線(5.5mm)・通信ケーブル(メタル) 2対-地下用屋外線(5.5mm)・通信ケーブル(同軸) 12AC(16mm)・通信ケーブル(同軸) 5CM(8mm)	交通別舗装構成(1)	電気通信事業	次に掲げる管路であって、当該管路の合計条数が10条以上となる施設 ・鋼管 (JISG3452) 250mm以下 ・硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 175mm以下 ・合成樹脂製可とう電線管 (JISC3653附属書 1) 30mm以下 ・波付硬質ポリエチレン管 (JISC3653附属書 1) 30mm以下 ・通信ケーブル (光) 40SM-WB-N (12mm) ・通信ケーブル (光) 1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm) ・通信ケーブル (メタル) 0.4mm50対CCP-JF (15.5mm) ・通信ケーブル (メタル) 2対-地下用屋外線 (5.5mm) ・通信ケーブル (同軸) 12AC (16mm) ・通信ケーブル (同軸) 5CM (8mm)	交通別舗装構成(1)
18 - + 48	・高圧ガス管	1.2m以上		次に掲げる中圧ガス管及び低圧ガス管 ・鋼管(JISG3452)300mm以下	交通別舗装構成(2)
ガス事業	・口径300mmを超える中圧ガス管	1.5m以上	・ ガース 事 業	- ダクタイル鋳鉄管 (JISG5526)300mm以下 - ポリエチレン管 (JISK6774)300mm以下	
水道事業	- 導水管 ・送水管 - 口径800mmを超える配水管 - 口径800mmを超える工業用水管	1.8m以上	水道事業	次に掲げる水道管 - 鋼管 (JISG3443)300mm以下 - ダクタイル鋳鉄管 (JISG5526)300mm以下 - 硬質塩化ビニル管 (JISK6742)300mm以下	交通別舗装構成(2) さ=11
	- 口径300mmを超え800mm以下の配水管 - 口径300mmを超え800mm以下の工業用水管	1.5m以上		・水道配水用ポリエチレン管(引張降伏強度204kgf/c㎡以上)200mm以下で外径/厚さ=11	
				・口径300mmを超え450mm以下の下水道管	1.3m以上
下水道事業	・口径450mmを超える下水道管	1.5m以上	下水道事業	 ・外圧 1種ヒューム管 (JISA5303) 300mm以下 ※ただし、B、A、L、L交通未満、歩道の土被りは1.0m以上とする。 次に掲げる下水道管 ・ダクタイル鋳鉄管 (JISG5526) 300mm以下 ・強化プラスチック複合管 (JISA5350) 300mm以下 ・硬質塩化ビニル管 (JISK6741) 300mm以下 ・胸管 (JISN1201) 300mm以下 ・外圧 2種ヒューム管 (JISA5303) 300mm以下 	

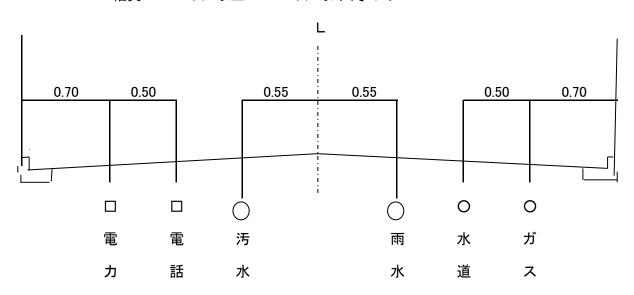
交通別舗	装構成(1)	交通別舗装構成(2)		
D 交 通	1.0m以上	D 交 通	1.2m以上	
C 交 通	0.9m以上	C 交 通	1.1m以上	
B 交 通	0.7m以上	B交通	0.9m以上	
A 交 通	0. ////以上	A 交 通		
L 交 通	0.5m以上	L 交 通	0.7m以上	
L交通未満	0.4m以上	L交通未満	0.6m以上	
歩 道	U. 中III以上	歩 道	0. 6回以上	

(注意) 1 単位はメートルとする。 2 Lは道路の中心線である。 3 図例は東面又は北面とする。

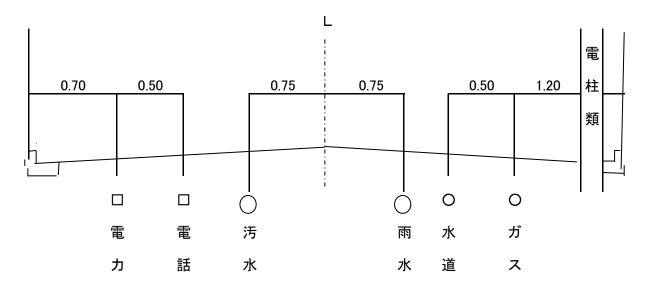
幅員4.50メートル以上6.50メートル以下(その1)



幅員4.50メートル以上6.50メートル以下(その2)

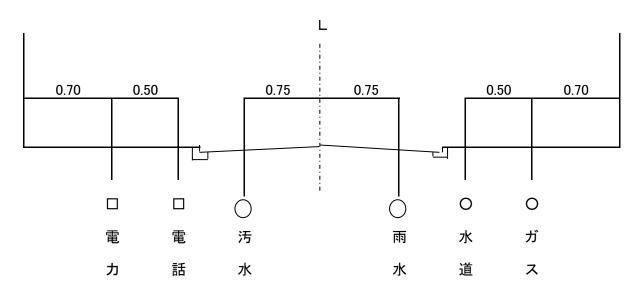


幅員6.50メートルを越え9.00メートル未満(その1)

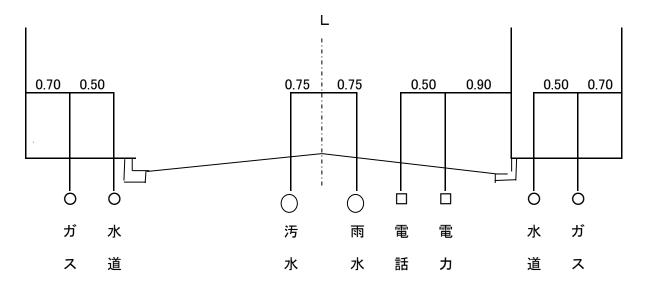


(注意) 電力線及び電話線の地下埋設の図例は、電柱類を設けないときのものである。

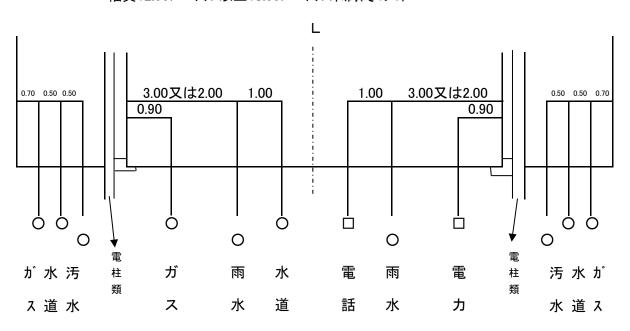
幅員6.50メートルを越え9.00メートル未満(その2)



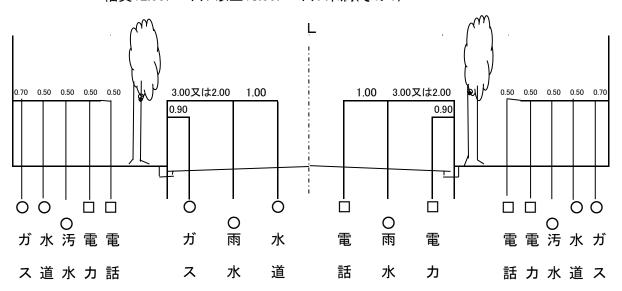
幅員9.00メートル以上12.00メートル未満



幅員12.00メートル以上18.00メートル未満(その1)

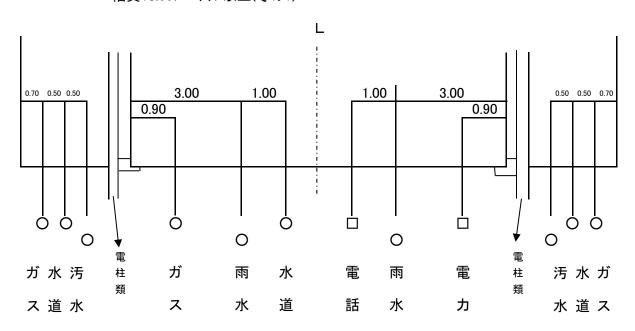


幅員12.00メートル以上18.00メートル未満(その1)



別図8

幅員18.00メートル以上(その1)



幅員18.00メートル以上(その2)

